

旭川市災害時緊急情報配信システム整備業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年5月29日

旭川市長 今津寛介

## 1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎7階

旭川市防災安全部防災課

電話 0166-25-9840

FAX 0166-24-2783

E-mail bousai@city.asahikawa.lg.jp

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

旭川市災害時緊急情報配信システム整備業務

### (2) 業務内容

災害時の避難等に関する情報、全国瞬時警報システム（Jアラート）受信時の国民保護情報及び緊急地震速報等を市民等に速やかに一斉伝達することを目的として、商用網を活用した情報伝達体制の整備を行う。詳細は、「旭川市災害時緊急情報配信システム整備業務委託仕様書」のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、原則として次の要件を満たしていること。

### (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格の入札参加資格を有していること。

ただし、当該資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を聴取する。

ア 企業概要等、業務内容のわかるもの（任意様式）

イ 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

※3か月以内のもの

ウ 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの

エ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

オ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））

※3か月以内のもの

カ 同種業務の概要や実績を示す書類

- (2) 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市災害時緊急情報配信システム整備業務委託に係る公開型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月18日（水）まで

##### (2) 交付方法

旭川市防災安全部防災課のホームページからのダウンロードにより交付する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d081852.html>

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時 必着

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、宛名を「1 契約担当部局」のとおりとした上で、書留等の発送及び受領の記録が確認できる方法によるものとし、期限までに到着した書類を有効とする。

##### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### (3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年7月2日（水）午後5時 必着

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、宛名を第3で示したとおりとした上で、書留等の発送及び受領の記録が確認できる方法によるものとし、期限までに到着したものを有効とする。

また、電子データ（PDF）として光学ディスク（DVD-R）に保存したものを1枚提出すること。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。なお、参加資格要件確認後において、参加要件を満たさなくなった場合は、本業務の手続きにおけるその他の手続きに参加できなくなることがある。受託候補者においては、契約締結の協議を行う権利を失うことがある。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、本要領に示した事項等に違反した場合

## 7 受託候補者の特定

旭川市災害時緊急情報配信システム整備業務委託プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、当市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、当市は一切の損害を負担しない。

### (2) 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

一括後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。